



第1章 総則

第1節 計画の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、榛東村の地域に係る災害対策全般に関し次のことを定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進をはかり、防災体制の万全を期することを目的とする。

2 国土強靱化に関する施策の推進

東日本大震災における教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が制定された。

村は、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画「榛東村国土強靱化地域計画」（令和3年3月）を定めた。

村は、「榛東村国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害対策基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう
- 2 災害救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう
- 3 本 部：災害対策基本法第23条の2第1項に基づき設置する榛東村災害対策本部をいう
- 4 本 部 長：災害対策基本法第23条の2第2項の規定に基づき、村長をもって充てる榛東村災害対策本部長をいう
- 5 課 等：榛東村の村長部局の課、教育委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局をいう
- 6 県防災計画：災害対策基本法第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう

なお、本計画中、災害対策本部を設置したときは、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

本 計 画	災害対策本部設置時
榛 東 村	本 部
村 長	本 部 長
副 村 長	副 本 部 長
教 育 長	〃
課等の長・消防団長	本 部 員
榛東村〇〇〇課	本部〇〇〇班
榛東村〇〇課長	本部〇〇班長
榛東村〇〇課員	本 部 連 絡 員
	又は本部各班員

第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

村及び防災関係機関の事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 榛東村

事務又は業務の大綱
(1) 防災に関する組織の整備に関すること。
(2) 防災に関する訓練に関すること。
(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
(4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。
(5) 予報及び警報の伝達に関すること。
(6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報に関すること。
(7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。
(8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
(9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。
(10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
(11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。
(12) 緊急輸送の確保に関すること。
(13) 災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。
(14) 災害復旧及び復興計画に関すること。
(15) 村防災会議に関すること。
(16) 村内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
財務省関東財務局 前橋財務事務所	(1) 金融機関に対する非常金融措置の斡旋及び指導に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸し付け、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地及び合同宿舎に関する情報提供に関すること。
農林水産省関東農政局 群馬県拠点	(1) 災害予防 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 イ 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 (2) 災害応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 イ 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ウ 主要食糧の供給に関すること。 エ 生鮮食料品等の供給に関すること。 オ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 カ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 (3) 災害復旧 ア 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 イ 被災農林漁業者等に対する資金融通に関すること。 (4) 農業関係被害の情報収集及び報告に関すること。
林野庁関東森林管理局 群馬森林管理署	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 (2) 災害復旧用木材(国有林材)の斡旋に関すること。
国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	管轄する砂防・地すべりについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。 (1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練 イ 通信施設等の整備 ウ 公共施設等の整備 エ 災害危険区域等の関係機関への通知 (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 イ 土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 エ 災害時における復旧用資材の確保 オ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 カ 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国土交通省関東運輸局 群馬運輸支局	(1) 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 (2) 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 (3) 不通区間の迂回輸送等の指導に関すること。
東京管区气象台 前橋地方气象台	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。))に限る。)、水象の予報・警報時の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。
厚生労働省 群馬労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 (3) 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
渋川警察署	(1) 被災者の救出、救助及び避難の誘導に関すること。 (2) 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。 (3) 行方不明者の捜索に関すること。 (4) 災害による死体の検視に関すること。 (5) 警察通信の防護に関すること。 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (7) 緊急通行車両の確認事務に関すること。

3 県の機関等

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
渋川行政県税事務所	(1) 地方部内の総合調整に関すること。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 (5) 市町村との連絡調整に関すること。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関すること。 (7) 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。(ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) (8) 生活必需品の調達及び供給に関すること。 (9) その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
渋川保健福祉事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健及び衛生に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 社会福祉、医療、防疫、保健及び衛生に係る災害応急対策に関すること。 (3) 飲料水の供給に関すること。
渋川森林事務所	(1) 治山、林道及び林産物に係る災害情報収集に関すること。 (2) 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。
中部環境事務所	(1) 環境、ごみ及びし尿に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 環境、ごみ及びし尿に係る災害応急対策に関すること。

第1編 一般対策編 第1章 総則
第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部農業事務所 渋川農村整備センター	(1) 農業に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 農業に係る災害応急対策に関する事。
渋川土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。 (3) 水防計画の実施に関する事。
中部教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関する事。 (3) 県立学校が緊急避難場所又は避難所に使用される場合の市町村への協力に関する事。

4 陸上自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第12旅団	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係情報資料の整備に関する事。 イ 防災関係機関との連絡及び調整に関する事。 ウ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 エ 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 (2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸し付け及び譲与に関する事。

5 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便(株) (桃井郵便局、相馬郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 (2) 災害特別事務取扱いに関する事。 ア 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救援用郵便物等の料金免除 (エ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 (3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項
東日本電信電話(株) (群馬支店)	(1) 電気通信設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ (群馬支店)	(1) 携帯電話設備の保全に関する事。 (2) 重要通信の確保に関する事。
日本赤十字社 (群馬県支部)	(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。 (2) 救護所の開設及び運営に関する事。 (3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。 (4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事。 (5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。 (6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 (7) 外国人の安否の調査に関する事。

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	(8) 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する こと。
日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報及び警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に 関すること。 (4) 放送施設に対する障害の排除に関すること。 (5) 指定避難所等における受信機の貸与及び設置に関すること。 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関 すること。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 (2) 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する こと。
東京電力パワーグリッド (株)(渋川支社)	(1) 電力施設の保安の確保に関すること。 (2) 電力の供給の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(公社)群馬県医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 医療救護活動の実施に関すること。
(公社)群馬県歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社)群馬県看護協会	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社)群馬県L P ガ ス協会(渋川支部)	(1) L P ガス設備の保安の確保に関すること。 (2) L P ガスの供給確保に関すること。 (3) 会員事業者の連絡調整に関すること。
群馬県石油協同組合	(1) 石油等燃料の供給に関すること。
(一社)群馬県バス協会	(1) バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する こと。 (2) 被災地の交通の確保に関すること。
(一社)群馬県トラック協 会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関 すること。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 気象予報及び警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、見通し、応急対策及び復旧に関する こと。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分に関 すること。

7 公共的団体等

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
渋川地区医師会	(1) 病院等の避難施設の整備と避難訓練に関する こと。 (2) 災害時における医療、保健、助産及び救護に関 すること。
渋川広域消防本部	(1) 火災、救急、救助及び他の災害防除等に関 すること。
報道機関	(1) 防災知識の普及に関すること。 (2) 気象予報及び警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、見通し、応急対策及び復旧に関 すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分 に関すること。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全確保に関する こと。 (2) 被災傷病者の救護に関すること。

第1編 一般対策編 第1章 総則
第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

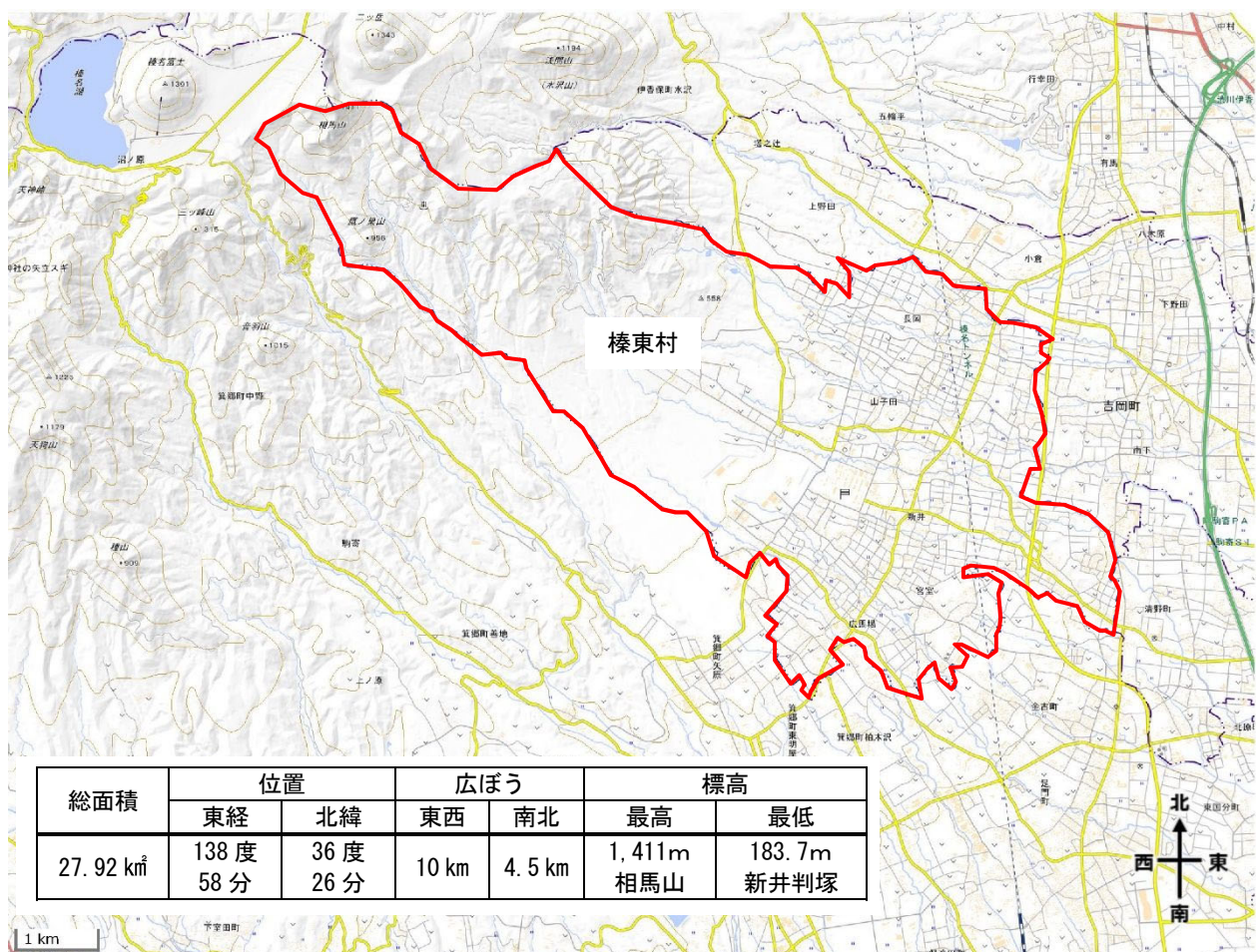
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
自治会、社会福祉協議会、日本赤十字社群馬県支部榛東村分区等	(1) 住民の避難についての協力に関すること。 (2) 被害調査及び災害救助等についての協力に関すること。 (3) 義援金品の募集及び配分の協力に関すること。 (4) ボランティア活動の支援及び推進に関すること。 (5) 被災生活困窮者に対する生活支援に関すること。
農林業団体	(1) 村が行う農林産物関係の被害調査等及び応急対策等の協力に関すること。 (2) 農作物等の災害応急対策等についての指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資又は斡旋に関すること。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 (5) 飼料、肥料の確保対策に関すること。
榛東村商工会	(1) 村が行う商工業関係の被害調査等及び応急対策等の協力に関すること。 (2) 融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (4) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること。
学校	(1) 避難施設の整備と訓練に関すること。 (2) 災害時における教育対策に関すること。 (3) 児童及び生徒の安全の確保に関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
金融機関	(1) 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関すること。
建設業協会	(1) 道路、河川、建築物及び構築物に係わる災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。

★資料編：資料1「防災関係機関連絡先一覧表」

第4節 村の概況

1 地勢

榛名山の東麓に位置し、東南東に傾斜している。標高別にみると、標高500m以上の地帯は、侵食のすすんだ急峻な山並みが続き、300m辺りは開拓による耕地、集落が分布する。300～200mは、河川の伏流により水田が東方にかけて広がりを見せており、公共機関、住宅地などが存在し村の中核になっている。

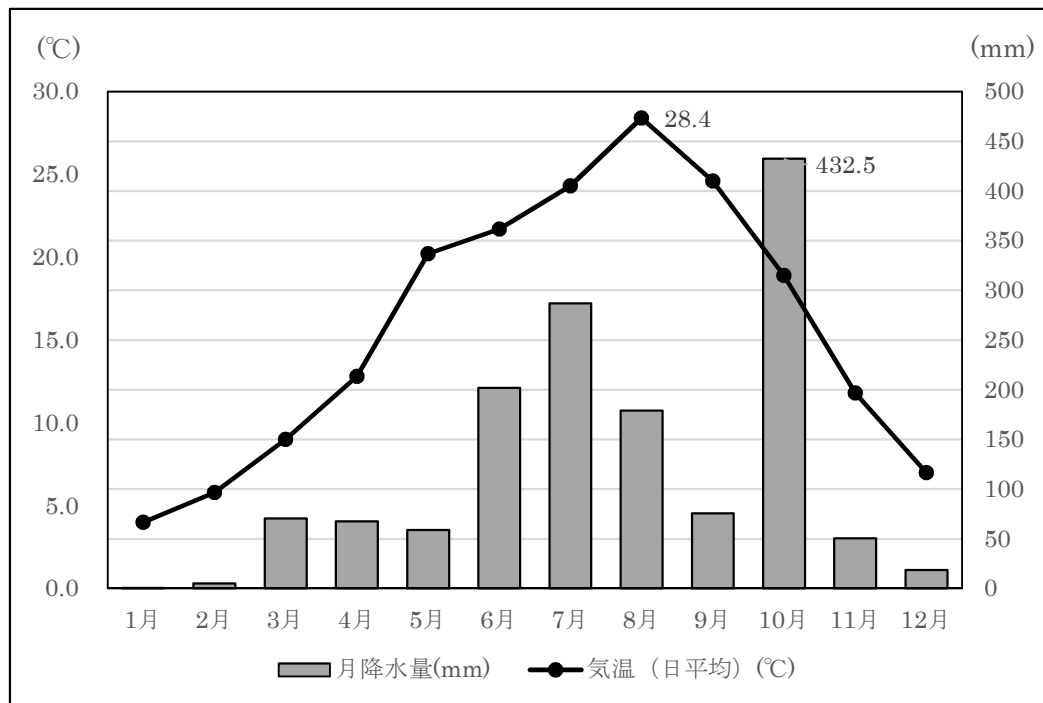


資料：「地理院地図（電子国土Web）標準地図」（URL <https://maps.gsi.go.jp/>）

※一部、村で加工した。

2 気候

気温の年較差、日較差が著しい内陸性の気候を示している。夏季には局地的な豪雨と雷雨に見舞われることが多い。



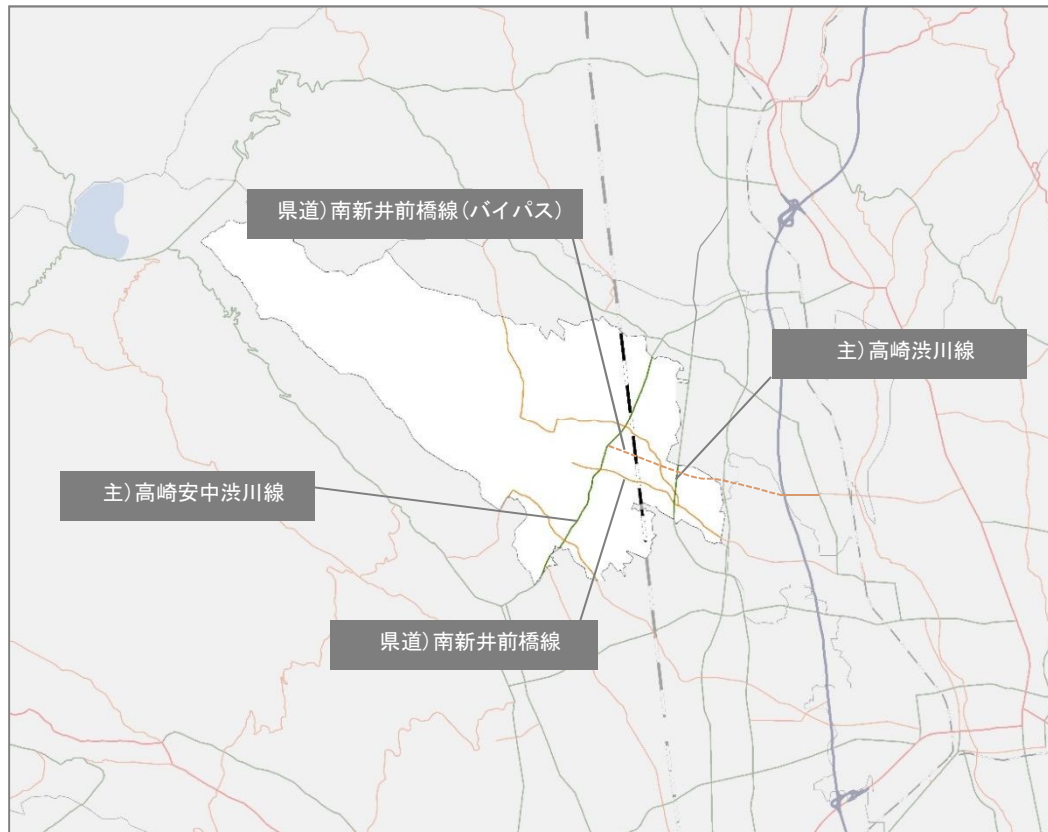
観測年(2019年) 観測地点(前橋)

資料:「気象庁HP」

3 交通

榛東村には鉄道は存在しない。

道路網をみると、主要地方道高崎安中渋川線が南北方向に位置し、沿道に中枢部が形成されている。また、東西方向には、一般県道が複数存在する。



第5節 過去の災害

榛東村誌によれば「榛名山の東麓斜面に位置する榛東村は雷雨や台風によって流域を崩壊させてきた。沢川は、すべて深い谷間となり、出水の度にその両岸を削り土砂は下流に積って災害を更に大きくした。」とされる。

過去の災害をみると、主に水害、雹害、雪害があるが、水害と雪害を列記する。

時期	名称等	被害状況
昭和22年9月	カスリン台風	榛東村に関する資料なし ※榛東村誌によれば、 「林道決壊；50箇所、田畑流出；10ha、橋りょう(村道)流出；95% 護岸の決壊・流出；各河川両岸ほとんど」とされる。 ※参考：群馬県被害〔死者；592人、負傷者；1,231人、行方不明；107人〕
昭和23年9月	アイオン台風	榛東村に関する資料なし ※榛東村誌によれば、 「村内大小河川はすべて氾濫し、護岸、道路、土手等、 昭和22年の被害に重ねての被害を受けた」とされる。 ※参考：群馬県被害〔死者；6人、負傷者；5人、行方不明；4人〕
昭和24年8月	キティ台風	榛東村に関する資料なし ※榛東村誌によれば、 「3年続く台風災害のほか、雹害などにも見舞われ、災害の上に災害を重ねてその復興になお多年の歳月を要した」とされる。 ※参考：群馬県被害〔死者；44人、負傷者；89人、行方不明；5人〕
昭和34年9月	伊勢湾台風	全壊；7戸、半壊；35戸 ※参考：群馬県被害〔死者；10人、負傷者；27人〕
昭和41年9月	台風26号	全壊；13戸、半壊；23戸、一部損壊；8戸 ※参考：群馬県被害〔死者；15人、負傷者；92人〕
昭和56年8月	台風15号	※参考：群馬県被害〔死者；1人、軽傷者；2人〕
昭和57年7月	台風10号	※参考：群馬県被害〔死者；5人、負傷者；52人、行方不明；1人〕
平成19年10月	台風9号	※参考：群馬県被害〔軽傷者；4人〕
平成23年9月	台風15号	※参考：群馬県被害〔負傷者；2人〕
平成24年6月	台風4号	※参考：群馬県被害〔負傷者；3人〕
平成24年7月	低気圧	※参考：群馬県被害〔負傷者；2人〕
平成24年9月	台風17号	※参考：群馬県被害〔負傷者；1人〕
平成25年9月	台風18号	※参考：群馬県被害〔人的被害；4人〕
平成25年10月	台風26号	※参考：群馬県被害〔重傷者；1人、軽傷者；1人〕
平成26年2月	大雪	雪害見舞金又は補助金申請数；建物・家屋641件 農業関係被害届出数；農業施設（ビニールハウス）等；139件
令和元年10月	台風19号	一部破損；2棟 ※参考：群馬県被害〔死者；4人、負傷者；9人〕